

(案)

津久井やまゆり園再生基本構想

策定に関する部会

検討結果報告書

平成29年8月

神奈川県障害者施策審議会

目次

I 前文	1
1 基本的な考え方	1
2 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援	1
3 津久井やまゆり園利用者が安心して安全に生活できる場の確保	1
4 津久井やまゆり園利用者の地域生活移行の促進	2
5 津久井やまゆり園再生の進捗について助言を行う組織	2
6 今後、神奈川県の障害福祉施策において取り組むことが期待される事項	2
II 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援	3
1 基本的な考え方	3
2 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の仕組みと手続き	4
III 津久井やまゆり園利用者が安心して安全に生活できる場の確保	8
1 利用者の生活の場の確保	8
2 高い専門性のある多様なサービスの提供	11
3 地域生活支援の拠点機能としての高い専門性のある支援	13
IV 津久井やまゆり園利用者の地域生活移行の促進	14
1 強度行動障害のある人や医療的ケアの必要な人への専門的支援の継続的な提供	14
2 グループホームの設置促進及び運営のバックアップ	14
3 社会福祉法人等との連携	14
V 津久井やまゆり園再生の進捗について助言を行う組織	15
VI 今後、神奈川県の障害福祉施策において取り組むことが期待される事項	16
卷末参考資料	18

I 前文

津久井やまゆり園の再生については、平成28年9月、県から「現在地での全面的建替え」の方向性が示された。その後、様々な意見が出されたことを踏まえ、平成29年2月、神奈川県障害者施策審議会に、津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会（以下「部会」という。）が設置された。

部会は、津久井やまゆり園の再生を構想するに当たり、事件によって命を落とした方々への鎮魂、そして怪我を負い、また、心の傷を負った利用者の方々の尊厳の回復を念頭に置いた。そして、利用者、ご家族、さらに利用者、職員、津久井やまゆり園を支えていただいている地域住民など関係するすべての人々、さらに、社会全体として、この事件を乗り越え、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を真に実現することを目指し、この報告書をとりまとめた。

1 基本的な考え方

障害福祉施策においては、一人ひとりが大切にされ、どこで誰と生活するかの選択の機会が確保されていることが重要である。そして、本人の選択の結果を尊重しつつ、可能な限り身近な場所において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることが必要となる。

津久井やまゆり園利用者の今後の生活の場についても、入所施設における生活、地域での多様な居住の場における生活、このいずれについても複数の選択肢を用意し、一人ひとりにとって最良の福祉を提供することが必要である。

こうしたことを前提に、以下の考え方を基本に提言する。

2 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援

今後の生活の場の選択については、津久井やまゆり園利用者一人ひとりの意思を尊重すべきである。その具体化のためには、利用者の意思決定支援に取り組む必要があることから、その具体的な方法を提言する。

3 津久井やまゆり園利用者が安心して安全に生活できる場の確保

津久井やまゆり園利用者が事件の被害者であり、大変な精神的な苦痛を受けたことを踏まえ、まず、津久井やまゆり園利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を確保することを前提とする。

さらに、県立障害者支援施設としての将来的なあり方も併せ考えた上で、実現可能性のある、施設の規模、場所及び機能について提言する。

4 津久井やまゆり園利用者の地域生活移行の促進

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援を進める中で、地域生活移行の希望が示された場合の、利用者の地域生活移行を支援するために必要な取組みについて提言する。

5 津久井やまゆり園再生の進捗について助言を行う組織

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援や地域生活移行などの施策の展開等について、必要に応じて助言を行う組織を設置することを提案する。

6 今後、神奈川県の障害福祉施策において取り組むことが期待される事項

部会で議論された事項のうち、津久井やまゆり園の再生にとどまらない県の障害福祉施策全般に関する事項については、引き続き、県が取り組むべき課題として、報告書に付記することとする。

II 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援

津久井やまゆり園利用者一人ひとりには、言葉がない方であっても、重度と呼ばれる方であっても、一人ひとりそれぞれに尊重されるべき意思がある。今後、どのような暮らしを望み、どのような支援を受けたいと思うか、については、丁寧に時間をかけて、かつ、適切な手続きにより、意思の決定が支援されることが必要である。

障害のある人の意思決定支援については、厚生労働省の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（障発0331第15号、厚労省、2017）」が基本を提示している。これを参考にし、津久井やまゆり園の利用者の意思決定支援を、以下のような手続きにより行うこととする（図1「津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の流れ」）。

1 基本的な考え方

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう（前述、意思決定支援ガイドライン）。

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に当たっては、以下の点を基本的な考え方とする（前述、意思決定支援ガイドライン）。そのうえで、丁寧に、適切に、利用者一人ひとりの意思が尊重される手続きを行う必要がある。

ア 本人の支援は、利用者一人ひとりの自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。

本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。例；絵カード、具体物、体験することなど。

イ 本人の自己決定や意思確認が困難な場合は、本人の日常生活の場面における表情、感情、行動に関する情報や、これまでの暮らしでの様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら、利用者一人ひとりの意思及び選好を推定する。

ウ 本人の最善の利益に沿った判断においては、

- ・複数の選択肢について本人の立場に立って比較検討すること
 - ・相反する選択肢が求められる場合においても本人の最善の利益を追求すること
 - ・自由の制限を最小化すること
- などを考慮する。

工 意思決定支援を進める上では、制度や組織体制による制約を受けないよう
に、サービス提供の事業者以外の関係者を交えて進めることができ望ましい。様々な
な関係者が本人の立場に立ち、第三者としての意見を述べるなど、多様な視点
から本人の意思決定支援を進める。

2 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の仕組みと手続き

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の仕組みと手続きは、以下のように進め
ることとする。

(1) 津久井やまゆり園職員による状況整理

津久井やまゆり園の職員が受け止めている、事件前、事件後の利用者の様子、
これまでの生活史、日常生活における利用者の意思表示の状況などを整理する。

(2) 津久井やまゆり園利用者のための意思決定支援チームの設置

意思決定支援を進めるため、津久井やまゆり園利用者一人ひとりごとに意思決
定支援チームを構成する。チーム構成員は、以下のとおりとする。

① 相談支援専門員（チーム責任者）

本人が利用する障害福祉サービスの内容を定めるサービス等利用計画の作成
者であり、サービス内容の決定に最も深く関わる者として意思決定支援チームを
主宰する。

② 津久井やまゆり園支援担当職員

津久井やまゆり園において、利用者の支援を担当している職員として、利用者
の様子について報告するとともに、支援担当者としての意見を述べる。

③ 津久井やまゆり園サービス管理責任者

津久井やまゆり園において、利用者の障害福祉サービスに係る個別支援計画を
作成している職員として、利用者の様子や家族の状況等を踏まえた支援の考え方
について説明するとともに、サービス管理責任者としての意見を述べる。

④ 市町村障害福祉主管課職員

利用者のサービス等利用計画を定め、支給決定を行う機関として参加する。

⑤ 県は、今回の意思決定支援の取組みを統括する立場として参加する。

(3) 意思決定支援チームに対する研修の実施

意思決定支援チームを構成する者が、意思決定支援の趣旨、手続き等について
十分な理解を得られるよう、障害者の権利擁護・地域生活移行の専門家等による
研修会を継続的に実施する。

(4) 津久井やまゆり園利用者への説明や見学・体験の場の提供

津久井やまゆり園の利用者一人ひとりに向けて、わかりやすい意思決定支援の説明を行う。居住の場やグループホームにおける生活等に関する見学や体験の機会を適宜設け、丁寧に、必要であれば繰り返し、一人ひとりについて意思決定支援に向けた手続きを行う。

(5) 家族等への説明会や見学・体験の場の提供

家族等の理解を得ながら意思決定支援を進めるため、意思決定支援の趣旨や手続き、グループホームにおける生活等に関する説明会や見学・体験の場の提供など、丁寧な説明を行う。

(6) 津久井やまゆり園利用者の意思の確認

意思決定支援を進めるに当たっては、意思決定支援チームが利用者からヒアリングを実施する。ヒアリングは、必要に応じて、複数回実施しながら、丁寧に行うこととする。また、ヒアリングを行う中で必要が出てきたら、可能な限り、他の社会福祉施設、グループホーム、アパート等の見学や体験の機会等を提供するとともに、家族等にも必要な情報提供を行う。

また、家族からは、入所に至るまでの生活や交流の状況、帰宅中の様子、家族としての思い等についてヒアリングを行うなどして、本人の意思決定支援に必要な情報収集を行う。

なお、ヒアリングは、利用者や職員、家族等に過度の負担が生じないよう配慮するとともに、地域生活移行あるいは、施設入所を強いるようなことがないよう進める。

(7) 意思決定支援検討会議の設置

意思決定支援チームが行った意思決定支援の内容を確認した上で、津久井やまゆり園利用者一人ひとりについて、暮らしのあり方や居住の場の選択の方向性を検討し決定するために、意思決定支援検討会議を設置する。

本会の構成員として、意思決定支援チームメンバーに加えて、意思決定支援専門アドバイザーを置く。意思決定支援専門アドバイザーは、相談支援に精通する実践的な指導者、法律の専門家、障害者の権利擁護・地域生活支援に関する専門家とする。

意思決定支援検討会議では、本人の明確な意思の理解が困難だった場合に、本人の意思を推定する。

なお、意思決定支援検討会議は、利用者・家族等の出席を基本とし、必要に応

じ、関係事業者等の参加を可能とする。

(8) 意思決定支援検討会議の結果に基づく調整

意思決定支援の結果、地域生活への移行の希望があった場合には、地域生活移行に向けた支援を開始する。支援に当たっては、意思決定支援チームメンバーを中心に、必要に応じて関係事業者等の協力を得ながら、知的障害関連団体などの事業者団体や関係市町村と、地域生活移行の実現に向けた調整を行う。

(9) 検討方法及び検討結果の見直し

利用者の心身の状況の変化や、これに伴う意思の変化等に対応するため、継続的に意思決定支援に取り組む。

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の流れ

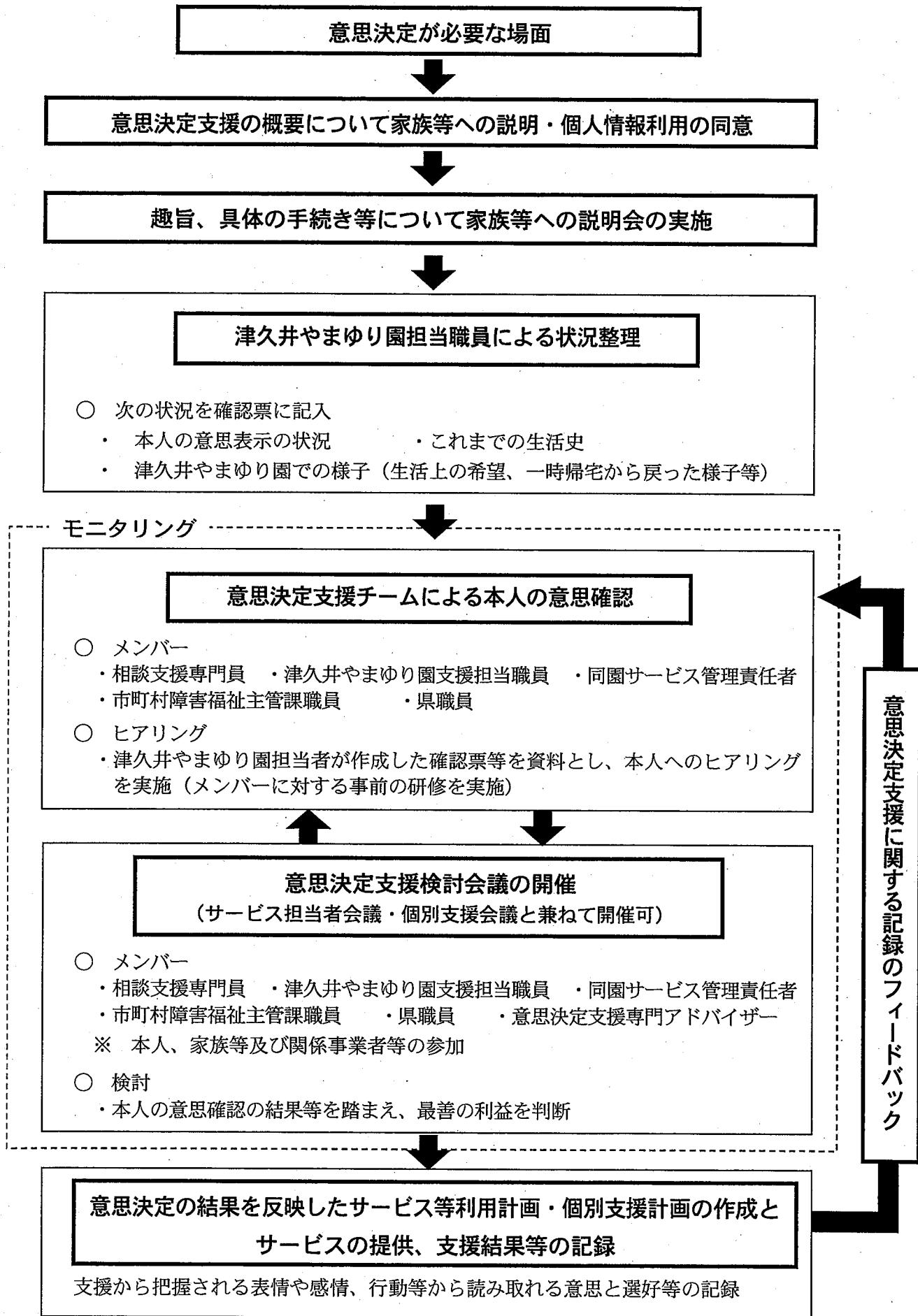


図1 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の流れ

III 津久井やまゆり園利用者が安心して安全に生活できる場の確保

1 利用者の生活の場の確保

(1) 現在の津久井やまゆり園利用者が安心して安全に生活できる居室数の確保

津久井やまゆり園利用者の、今後の生活の場については、131人のすべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数を確保することが前提となる。

(2) 施設の規模・場所

ア 現在の障害者支援施設の小規模化

現在の障害福祉施策の中では、入所施設は小規模化している傾向がある。この理由としては、ノーマライゼーションの考え方の下、かつての一箇所の大規模施設に障害者を集めての昼夜完結した集団的な支援から、より身近な地域における生活を実現するための支援が志向されるようになったこと、居住単位の小規模化・居室の個室化が志向される中で、施設の規模も小規模化を図り、施設全体の風通しを良くし、お互いに目が届きやすくなる必要があること、などが挙げられる。

イ 地域生活移行・支援の拠点化

入所施設に求められる機能は、入所機能に加え、専門的支援力を活かした地域生活を支援する拠点機能が重要となっており、こうした施設は、複数箇所に整備することが適当である。

ウ 千木良地域、芹が谷地域、県所管域の施設及び既存の県立障害者支援施設

津久井やまゆり園の再生においても、上記のように131人の居室数の確保を前提としつつ、利用者一人ひとりについて意思決定支援を行う上で、「どこで暮らしたいか」という多様な意思に沿えるよう複数の選択肢を用意すべきである。また、地域生活を支援する拠点施設としての将来的なあり方を併せ考えた場合、これまで津久井やまゆり園利用者が生活していた千木良地域における施設整備のほか、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域における施設整備に加え、県所管域における施設整備を検討すべきである。また、既存の他の県立障害者支援施設においても、利用者の意向に応じて、受入先としての役割を果たす必要がある（図2「地域生活を支えるための拠点機能」）。

この中で、県所管域における施設整備については、4年程度の期間内での整備は困難であると見込まれることから、将来的課題として、早い段階から検討を開始することが適当である。

したがって、千木良地域、芹が谷地域及び既存の他の県立障害者支援施設において131人のすべての利用者が安心して安全に生活できる入所施設の居室数

を確保することが必要である。

エ 政令指定都市との連携

この場合、千木良地域と芹が谷地域のいずれも政令指定都市域内への施設整備となるため、政令指定都市との役割分担について、引き続き整理していくことが必要である。

オ グループホームでの暮らしの選択も可能

利用者一人ひとりについて意思決定支援を行う中で、施設での暮らしよりもグループホームでの暮らしを希望する利用者については、上記の 131 人の居室の確保を前提とした上で、円滑に地域生活移行を支援する。

カ その他

部会の議論の過程において、津久井やまゆり園利用者の受入先としての施設整備については、希望する利用者すべてが千木良地域に戻れるよう整備する必要があるとの意見もあることを付記する。

(3) 千木良地域、芹が谷地域における将来的な施設のあり方

ア 居室等の地域生活支援への転用・活用

今後、地域生活移行を支援していく中で、将来的に津久井やまゆり園の入所者が減少した場合には、居室の用途を変更し、地域で生活する障害者を支援するための短期入所への活用のほか、地域生活移行のための体験の場、家族や周辺住民との交流の場、日中活動の場への転用など、施設の機能を転換できる構造とし、定員数を柔軟に変更できるようにすることが必要である。

イ 高齢化による再入所等の仕組みづくり

地域生活に移行した津久井やまゆり園の利用者が高齢化すること等により、再入所が必要になった場合には、速やかに受け入れることなど、安心して地域生活に移行できる仕組みが必要である。

ウ 新規入所者の受け入れ

今後、新たに入所者を受け入れる際には、あらかじめ本人の意向を確認し、利用目的を明確にするなど、一定のルールを設けることが必要である。

なお、こうした取組みについては、国立のぞみの園で進められている取組みなどが参考事例として挙げられる（参考資料 1）。

地域生活を支えるための拠点機能

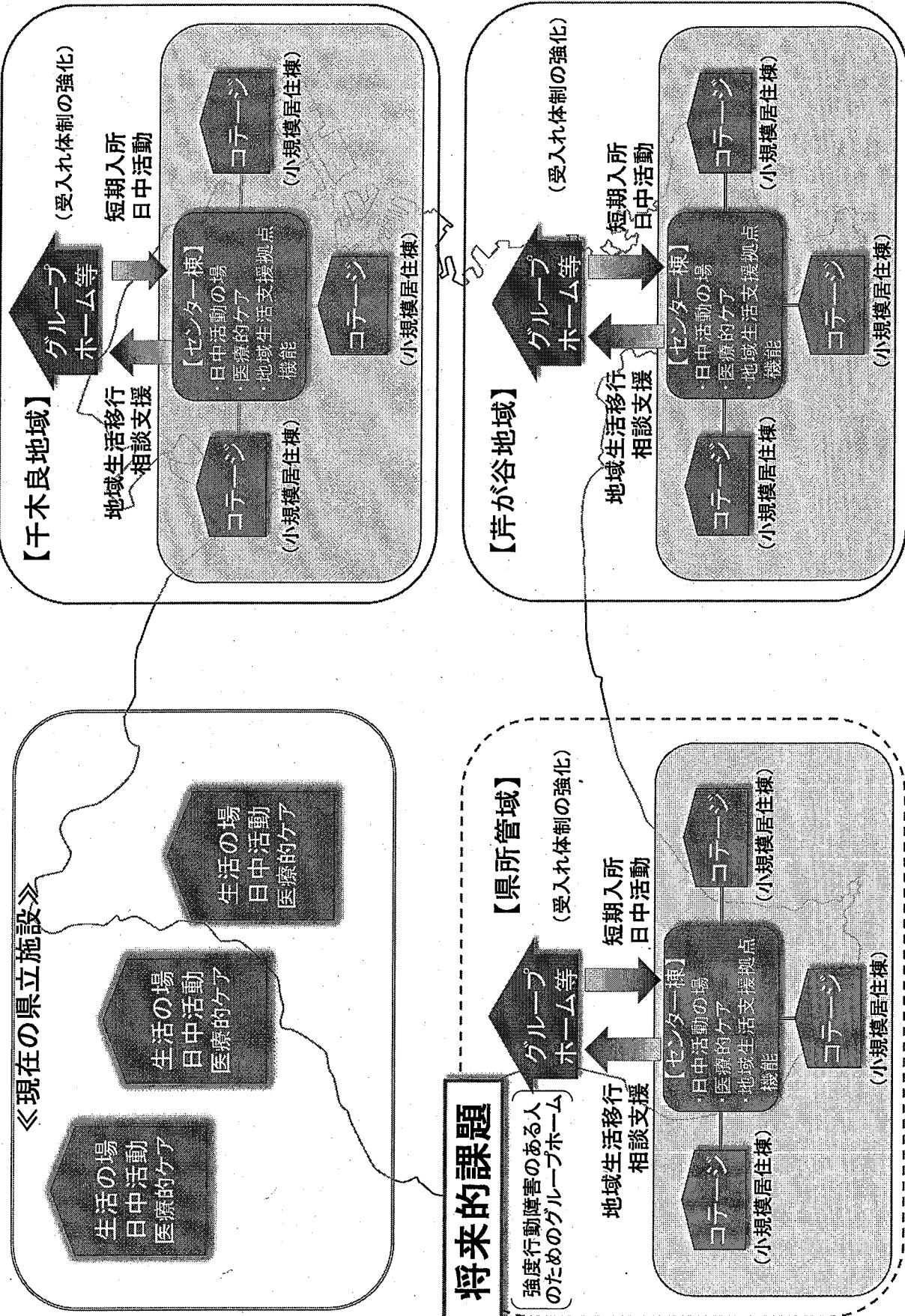


図2 地域生活を支えるための拠点機能

2 高い専門性のある多様なサービスの提供

(1) 専門性のある支援の実現

① 医療的ケアが必要な利用者への高い専門性のある支援

ア 県立障害者支援施設として、民間施設では対応困難な重度重複等の知的障害者の受け入れ、医療的ケアが必要な利用者への対応などの機能については、引き続き担っていく必要があり、今後も利用者の高齢化等に対応できる医療的な機能や、日常の健康管理のみならず、体調の急変時の対応ができる医療体制の構築が必要である。

イ 上記のような医療的機能の整備に当たっては、施設内の医療的機能だけでなく、地域の医療機関やかかりつけ医の活用など、地域の社会資源との連携を強化することも必要となる。

② 強度行動障害のある利用者等への高い専門性のある支援

ア 強度行動障害など、支援が難しい利用者の支援方法については、外部講師による研修や定期的なコンサルテーションを受け、質の高い支援方法を蓄積することが必要である。

イ 施設全体及び全職員が支援技術を高めていくために、施設内研修はもちろん、積極的に外部の社会資源を活用する取組みを行うことが必要である。

(2) 居室環境について

ア 利用者的人権に配慮し、居室は原則として個室とすることが必要である。プライバシーが守られる環境づくりが重要である。

イ 小規模な暮らしを実現するため、居住単位は 10 人以下とし、一人ひとりが落ち着いて生活できる環境を整備することが必要である。

ウ 障害特性に配慮した居室環境を工夫する必要がある。強度行動障害の方や自閉スペクトラム症、高齢者等の方は、居室環境が適切に配慮されることにより、落ち着いて安心した生活が可能になることを、十分、検討する必要がある。

なお、強度行動障害のある人の居室環境のあり方に関しては、社会福祉法人はるにれの里（北海道）や、社会福祉法人京都ライフサポート協会の「横手通り 43 番地『庵』（京都府）、社会福祉法人北摂杉の子会（大阪府）の取組みなどが参考事例として挙げられる。

エ 居住棟は、可能な限り一般の住居に近い構造や外観とするなど、地域での暮らしを感じることができる工夫が必要である。

オ 施設全体として、空間的なゆとりを設ける工夫が必要である。

(3) 日中活動の場や環境について

- ア 施設の整備に当たっては、日中活動の支援の場や環境と、生活の支援の場や環境を、それぞれ分けて整備することが必要である。
- イ 利用者の個別の支援計画に合わせて、施設の外部の他の事業所が運営している日中活動に通うなど、利用者の経験、選択肢を広げるための工夫が必要である。そのためには、近隣の他の複数の事業所との連携を進めることが必要である。

(4) 地域生活を体験できる設備

- ア 地域生活を体験できる設備を整備し、利用者が気軽に将来の地域生活をイメージした体験ができるような工夫が必要である。
- イ また、こうした設備を活用した地域生活移行プログラムを整備し、地域生活移行を積極的に促進していくことも必要である。

(5) 施設内外における地域との交流や協働

- ア 地域との交流が自然に生まれる空間づくりのため、敷地の境界は塀ではなく植栽や花壇で区画する、敷地内にベンチを点在させるなどの工夫をすることが適当である。
- イ 事件を風化させないため、事件で命を落とした方々への鎮魂のモニュメントの整備を検討すべきである。
- ウ 施設内外における地域との連携を推進することにより、ともに生きる社会における施設のモデルとなるような取組みを期待する。

(6) 外出・余暇支援の実現と充実について

- ア 利用者一人ひとりの意思決定支援を通じ、一人ひとりの余暇の決定や選好がより明らかになる中で、利用者の余暇や楽しみを大切にする支援が必要である。
- イ そのためには、施設内の余暇支援にとどまらず、近隣の他の複数の事業所等と連携するなど、地域の社会資源を活用した施設外、休日を含めた多様な余暇支援を進めるなど、利用者の経験、選択肢を広げるための工夫が必要である。
- ウ 強度行動障害のある利用者や医療的ケアの必要な利用者は、ともすると外出や余暇の支援が難しく、機会が限られてしまうことがあるため、専門性のある支援をもとに、積極的に取り組むことが必要である。

(7) 安全への配慮

- ア より安全な施設とするためには、警察との連携に加え、必要な防犯設備を適

宜、整備することが必要である。また、地域の住民との見守りを充実させるなど、たくさんの人の支援による安全配慮も重要である。

- イ 災害時の安全確保が必要である。
- ウ 安全対策と地域交流を両立させるため、居住ゾーンと交流ゾーンを明確に整理することが必要である。
- エ 外部からの来訪者に対応しやすいように窓口を親しみやすい形状となるなど、工夫をすることが適当である。

3 地域生活支援の拠点機能としての高い専門性のある支援

ア 短期入所機能（ショートステイ等）の充実

地域で生活する障害者を支援するための短期入所の機能は重要であり、サービス内容を充実させることが必要である。

イ 事業所支援（コンサルテーション）の機能

地域生活に移行した津久井やまゆり園利用者のほか、入所施設から地域生活に移行した方がグループホーム等での生活がうまくいかない場合等に、事業所を訪問するなどして利用者をアセスメントし、支援方法をともに検討したり、必要に応じて一旦入所させて支援するなどの取組みを行うことが必要である。

ウ 家族支援の機能

家族や同居人からの相談を受けたり、アドバイスを積極的に行うなどの機能が必要である。

エ 相談支援の機能の充実、及び近隣の他の多様な事業所との連携

地域生活支援の拠点としての機能を充実させるためには、相談支援の機能を充実することが必要である。加えて、近隣の他の事業所との協力関係が必須であり、積極的に連携を進めていくことが必要である。

IV 津久井やまゆり園利用者の地域生活移行の促進

1 強度行動障害のある人や医療的ケアの必要な人への専門的支援の継続的な提供

津久井やまゆり園の利用者が、地域生活に移行した後、グループホーム等で暮らす場合であっても、行動障害のある人への専門的な知識を有する生活支援員の配置や養成、医療的ケアの必要な人への地域の医療スタッフによる手厚い支援等を引き続き受けることができるような仕組みづくりが必要である。

なお、強度行動障害のある人や、医療的ケアの必要な人、及び高齢になった利用者のためのグループホームの設置や運営方法に関しては、全国でも多様な取り組みが進められているが、社会福祉法人南高愛隣会（長崎県）が取り組んでいる夜勤型グループホームなどが参考事例として挙げられる（参考資料2）。

2 グループホームの設置促進及び運営のバックアップ

津久井やまゆり園利用者を受け入れるグループホームに対し、

- ① グループホームの整備や改修に要する経費
- ② 一定割合で手厚い支援を行う正規職員を配置するための経費
- ③ グループホームをバックアップしていくための体制整備等に要する経費の各項目について、県が直接、補助することについて検討が必要である。

3 社会福祉法人等との連携

地域生活移行を希望する津久井やまゆり園利用者の受け入れについて、積極的な姿勢を示している法人や団体等との調整を進めるとともに、その他の法人や団体等とも連携しながら、地域生活移行を促進していくことが重要と考えられる。

V 津久井やまゆり園再生の進捗について助言を行う組織

今後、津久井やまゆり園の再生に向けて、県が再生基本構想を策定し、これに基づき、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援や地域生活移行などの施策の展開が進められる。

さらに、こうした取組みは、県の障害福祉施策につながっていくものである。こうした取組みに対し、神奈川県障害者施策審議会を活用し、津久井やまゆり園再生の進捗等について必要に応じて、助言を行う仕組みづくりを提案する。

VI 今後、神奈川県の障害福祉施策において取り組むことが期待される事項

津久井やまゆり園の再生にとどまらない県の障害福祉施策全般に関する事項について、引き続き、県が取り組むべき課題として、次のとおり付記する。

ア 津久井やまゆり園の再生に向けて検討された、意思決定支援や地域生活移行支援の取組みのほか、入所施設の小規模化や拠点化について、今後の県の障害福祉施策につなげていくことを期待する。

さらに、これらの取組みの成果や効果を全国に向けて積極的に発信していくことも期待する。

イ グループホーム等での暮らしを安定的なものとするためには、地域の他の社会資源（居宅介護、訪問看護、医療など）を活用しやすくすることが必要である。制度的な課題をクリアするとともに、多職種が相互理解を深めて協働していくような取組みが必要である。

ウ 障害者一人ひとりの個別的な選択に基づく生活を実現していくためには、相談支援事業所に専任の相談員を配置したり、支援技術の向上をはかるなど、支援力を高めていくことが重要となる。県は重点課題としてこの充実のための策を講じる必要がある。

エ 今後、上記の取組みを進めていくには、地域生活を支える拠点が必要なため、県所管域において、こうした拠点となる施設の整備が検討されることが適当である。

オ 県の役割として、グループホーム全般のレベルアップを図るとともに、施設やグループホームにおける支援を担う人材のスキルアップ、様々な手法による人材確保の取組み、さらに、支援者支援のための取組みを充実することも必要である。

カ この部会で検討した事項の中には、県・市町村レベルでは、実現困難な事項もあり、こうした事項については、国へ要望していくことも必要である。

<部会委員名簿>

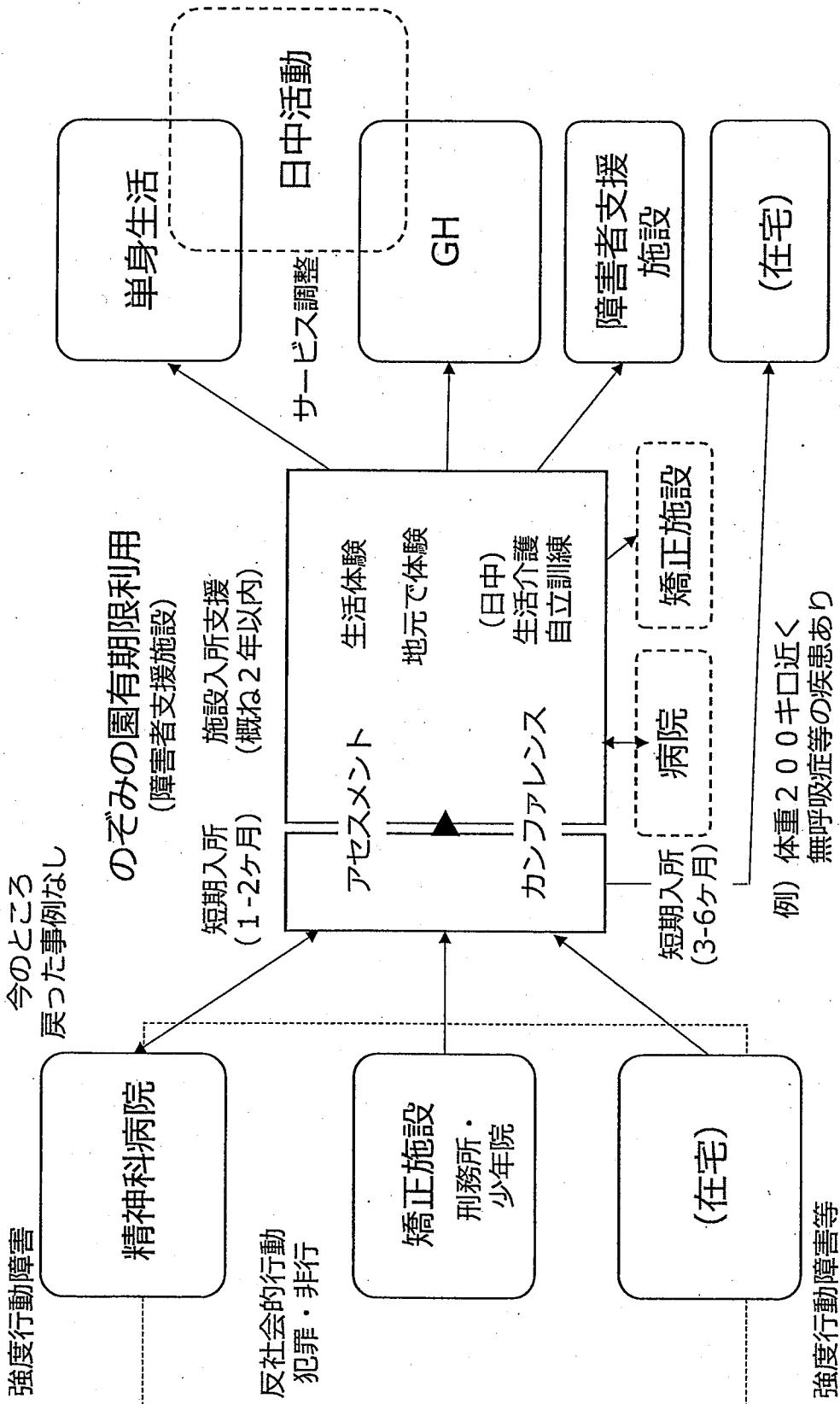
区分	氏名	所属・職	備考
障害者 団体	富田 祐	神奈川県本人の会「希望」副会長	
	野口 富美子	神奈川県心身障害児者父母の会連盟幹事	
福祉事業 経験者等	安藤 浩己	神奈川県知的障害福祉協会顧問	
	伊部 智隆	社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 総務企画部参事	
学識者	堀江 まゆみ	白梅学園大学教授	会長
	堀越 由紀子	東海大学教授	副会長
	小川 喜道	神奈川工科大学教授	
	在原 理恵	神奈川県立保健福祉大学准教授	

<部会開催経過>

会議	日程	主な検討事項
第1回	2月27日	現地調査
第2回	3月8日	意思決定支援について①
第3回	3月27日	意思決定支援について②
第4回	4月7日	地域における受入状況の確認（横浜市内）
第5回	4月17日	地域における受入状況の確認（県所管域） 県立施設の役割と津久井やまゆり園の位置づけ
第6回	4月27日	基本構想策定に向けた主な論点
第7回	5月17日	津久井やまゆり園家族会及び職員からの聴き取り
第8回	5月29日	地域住民からの聴き取り
第9回	6月14日	津久井やまゆり園の再生について①
第10回	7月4日	津久井やまゆり園の再生について②
第11回	7月18日	部会検討結果報告書骨子（案）について
第12回	8月2日	部会検討結果報告書（案）について

卷末參考資料

障害者支援施設を活用した地域生活支援のモデル



障害者支援施設の入所期間には、地域の生活支援体制の立て直し猶予の時間（うまく時間を使って体制整備）原則新規利用者の受入停止しているのぞみの園では、特定の対象者を平成20年頃から有期限利用として受入を行っている。現在まで30人少々の受入があり、今後この数を増やしていく予定。

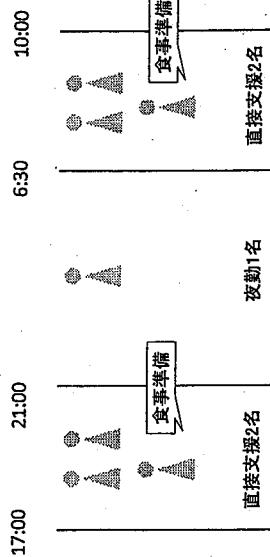
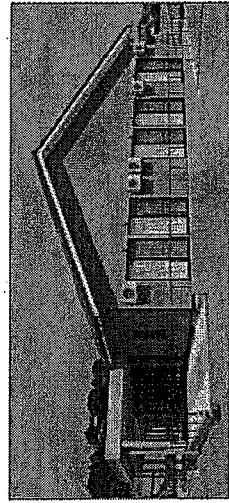
出典：平成27年度 第3回知的障害者の住まい検討部会（横浜市） 配付資料

社会福祉法人 南高愛隣会の夜勤型ホーム

①高来の家・つどい(長崎県諫早市)(定員:8名、空所型短期:2名)

※定員:8名 男性(年齢20代~50代) ※区分:6 強度行動障がい者が中心 ※重度障害者支援加算:全員

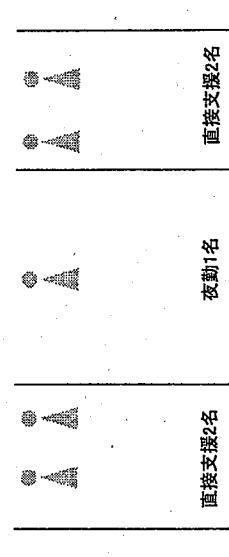
※母体となる事業所「県央東」(定員35名)
配置基準 生活支援員 6.54名(実員:6.92名)
世話人 9.25名(実員:9.55名)



②泉の丘ホーム(長崎県諫早市)(定員:5名)

※定員:5名 男性・女性(年齢30代~60代) ※区分:3~6 重度障がい者が中心 ※重度障害者支援加算:1名
--

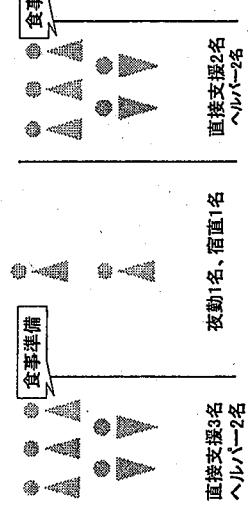
※母体となる事業所「県央西」(定員27名)
配置基準 生活支援員 3.8名(実員:4.46名)
世話人 6.75名(実員:7.33名)



③ふるえホーム(長崎県雲仙市)(定員:10名)

※定員:10名 男性・女性(年齢40代~70代) ※区分:4~6 重度・高齢者(直接的な介護が必要) ※重度障害者支援加算:3名

※母体となる事業所「さいごう」(定員39名)
配置基準 生活支援員 5.4名(実員:6.8名)
世話人 9.75名(実員:9.8名)



出典: 社会福祉法人南高愛隣会 資料

ゲループホームの支援体制

1 事業所＝複数のチームを1つの事業所として管理

